

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(福岡県指定 第 4071600037 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 天神会
(2) 法人所在地 福岡県久留米市天神町120番地
(3) 電話番号 (0942) 38-2222
(4) 設立年月 平成4年3月5日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業者
(2) 事業の目的

社会医療法人天神会が開設する天神ケアプランサービスが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、天神ケアプランサービスの介護支援専門員が要介護者等の依頼を受け、居宅介護サービス計画を作成するとともに当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等が確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行い、及び要介護者等が介護保険施設等への入院入所を希望するに当たっては介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所「天神ケアプランサービス」
福岡県 4071600037 号
(4) 事業所の所在地 福岡県久留米市天神町 152 番地 1
(5) 電話番号 (0942) 35-4407
(6) 事業所長（管理者） 氏名 松崎 雄亮
(7) 当事業所運営方針

①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ指定居宅サービス及び介護保険施設への入所が確保されるよう介護支援を行う。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成11年8月1日
(9) 事業所が行っている他の業務 なし

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 久留米市 小郡市 大刀洗町 鳥栖市 三養基郡
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土（年末年始を除く）
受付時間	月～土 8：30～17：00
サービス提供時間帯	月～土 8：30～17：00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者兼介護支援専門員	1名
介護支援専門員	5名以上
事務員	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料金負担はありません。

(1) サービスの内容と利用金額（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し
たうえて、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平中立な立場のもと適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他をはかります。

<サービス利用料金>

（１）居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

ア．基本料金

居宅介護支援費Ⅱ

区分	取扱い件数	要介護１・２	要介護３・４・５
i	50件未満	10,860円／月	14,110円／月
ii	50件以上60件未満	5,270円／月	6,830円／月
iii	60件以上	3,160円／月	4,100円／月

イ．初回加算

状 況	要介護１・２・３・４・５
初回時	3,000円／月

※算定要件

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が２段階以上変更となった場合。

ウ. 退院・退所加算

区分	要介護 1・2・3・4・5	
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	4,500円	6,000円
連携 2 回	6,000円	7,500円
連携 3 回	×	9,000円

※算定要件

退院・退所に当って、病院・施設等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画を作成し調整を行った場合。

入院等の期間に3回まで算定することができる。

カンファレンスの要件について：退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

エ. 入院時情報連携加算

区分	要介護 1・2・3・4・5
I	2,500円／月
II	2,000円／月

※算定要件

I：入院した日のうちに医療機関に対して情報提供を行った場合

II：入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に対して情報提供を行った場合

オ. 特定事業所加算

区分	要介護 1・2・3・4・5
I	5,190円／月
II	4,210円／月
III	3,230円／月
A	1,140円／月

※算定要件

- ①常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること（I：2名以上、II III A：1名以上）
- ②常勤専従の介護支援専門員を配置していること（I II：3名以上、III：2名以上、A：常勤1名以上・非常勤1名以上）
- ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保していること。
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3～5 である者の割合が 40%以上であること。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護サービスを提供していること。
- ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所減算の適用を受けていないこと。
- ⑩介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 45 件未満（居宅介護支援費 II を算定している場合は 50 件未満）であること

- ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。
- ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

Ⅱ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしている。

Ⅲ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしている。

A①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たしている。

※④⑥⑪⑫については連携でも可

カ．特定事業所医療介護連携加算

要介護 1・2・3・4・5
1,250円／月

※算定要件

- ①前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が三十五回以上であること。
- ②前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を十五回以上算定していること
- ③特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定していること

キ．緊急時等居宅カンファレンス加算

要介護 1・2・3・4・5
2,000円／回

※算定要件

病院・診療所の求めにより当該病院・診療所の職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の理由調整を行なった場合。1カ月に2回まで算定することが可能。

ク．ターミナルケアマネジメント加算

要介護 1・2・3・4・5
4,000円／回

※算定要件

- ①24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。
- ②利用者又はその家族の同意を受けた上で、かつ、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握、利用者への支援を実施している。
- ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供している。

ケ. 通院時情報連携加算

要介護 1・2・3・4・5
500円／月

※算定要件

- ①利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合、利用者1人につき、1月に1回を限度に算定。

コ. 特定事業所集中減算

要介護 1・2・3・4・5
2,000円／月

※算定要件

正当な理由なく、当該事業所において前6カ月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の割合が80%以上である場合に減算
ただし、当該事業所のケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く

サ. 運営基準減算

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
I	減算要件に該当した場合	所定単位数の5割を減算
II	上記減算が2カ月以上継続している場合	所定単位数は算定しない

※居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号（これらの規定を同第十六号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

シ. 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

所定単位数の95%を算定

※対象となる利用者

- ・事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・事業所における1ヶ月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者

ス. 業務継続計画未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※算定要件

以下の基準に適合していない場合

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

セ. 高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※算定要件

以下の措置が講じられていない場合

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ②虐待の防止のための指針を整備すること
- ③従業者への、虐待防止のための研修の定期的実施
- ④上記措置を実施するための担当者の設置

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業者のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただくことがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）の費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに直接当ケアプランサービスへお支払い下さい。

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 居宅サービス計画の決定（契約書第3条参照）

利用者及びその家族は、介護支援専門員に対し、居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

なお、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうち訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成された訪問介護等ごとの回数のうちに同一の事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）は【別紙1】の通りです。

(4) 主治の医師、医療機関との連携

①居宅サービス計画に医療系サービスを位置づけた場合は、主治の医師に対して居宅サービス計画書を交付します。

②訪問介護事業所等から伝達された口腔に関する問題や服薬状況、介護支援専門員が把握した状態等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報提供を行います。

③医療機関へ入院となった場合、入院時に担当ケアマネジャーの氏名・事業所名等を入院先医療機関に伝えて下さい。

(5) 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(6) 利用者及びその家族の禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危険を及ぼす行為）

例：コップを投げつける/蹴る/唾を吐く

②職員に対する精神的暴力（個人の尊重や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【管理者】 松崎 雄亮

○電話番号 （0942）35－4407

○受付時間 毎週月曜日～土曜日
8：30～17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

久留米市役所 介護保険課	所在地 福岡県久留米市城南町 15 の 3 電話番号 (0942) 30－9247 受付時間 8：30～17：00（平日）
国民健康保険団体連合会 介護保険サービス相談係	所在地 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 の 47 電話番号 (092) 642－7859 FAX (092) 642－7857 受付時間 8：30～19：00（平日）
福岡県社会福祉協議会 権利擁護センター	所在地 福岡県春日市原町 3 丁目 1 の 7 クローバープラザ内 電話番号 (092) 584－3377 受付時間 9：00～17：30（月・日祭日は休み）

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

2. 損害補償について（契約書第12条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条・第15条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為及び重要事項説明書に規定する利用者及びその家族の禁止行為によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

【重要事項説明書 別紙1】

●対象期間：令和6年9月～令和7年2月

●居宅サービス計画の総数：3,233

●訪問介護が位置付けられた計画数：720（22.27%）

- ① ケアセンターたんぽぽ：131（18.19%）
- ② こがヘルパーステーション野伏間：89（12.36%）
- ③ 生協ヘルパーステーションくるめ：59（8.19%）

●通所介護が位置付けられた計画数：1,488（46.02%）

- ① デイサービスアルカディア：322（21.64%）
- ② こがデイサービス野伏間：204（13.71%）
- ③ こがデイサービス大石町：142（9.54%）

●福祉用具貸与が位置付けられた計画数：2,354（72.81%）

- ① マルコ福祉用具事業部：696（29.57%）
- ② タイハイ M&C：234（9.94%）
- ③ 九州ホームケアサービス：220（9.35%）

●地域密着通所介護が位置付けられた計画数：222（6.86%）

- ① デイサービスあんず：31（13.96%）
- ② モモタロウ：28（12.61%）
- ③ いきいき津福デイサービス：26（11.71%）

個人情報保護の取り扱いに関する承諾書

天神ケアプランサービス

本ケアプランサービスは、要支援、要介護状態にある方の在宅生活を支援する為、居宅介護支援計画書を作成し計画に基づきサービスが適切に実施されているか等確認することにより、ご利用者に適切なサービスを提供しています。その際、個人情報を取得し保有させていただいております。この書面は、ご利用者及びご家族の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

1. 個人情報に対する本ケアプランサービスの基本的姿勢

本ケアプランサービスは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、ご利用者及びご家族の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 本ケアプランサービスが保有する個人情報の利用目的

本ケアプランは、ケアプラン作成の申し込み、サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、居宅経過記録・台帳の作成等といったケアプラン作成の提供のために必要に応じて利用いたします。

またご利用者・ご家族の個人情報は、ケアプラン作成の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ①病院、診療所、薬局、その他の居宅サービス事業者とのカンファレンス等による連携、照会
- ②特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ③審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ④保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ⑤学会、研究会、事例検討会等での事例研究発表
- ⑥学生等の実習、研修への協力のため
- ⑦オンライン等の機器を活用したリモート会議等の実施

3. 外部委託（外部サーバーでのデータ管理）：ND ソフトウェア株式会社、Release 株式会社

4. 本ケアプランサービスが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存する事を義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります